障　福　第　２　７　５　７　号
令和３年(2021年)１月25日

各(総合)振興局保健環境部保健行政室(地域保健室)長
様
精　神　保　健　福　祉　セ　ン　タ　ー　所　長

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
精　神　保　健　担　当　課　長

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続及び
自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

このことについて、別紙のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、管内市町村（保健所設置市を除く）あて周知をお願いします。

記

１　趣旨

(1)　精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新手続関係

緊急事態宣言の対象となった地域においては、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降も、申請者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予したうえで、更新を可能とする。

(2)　自立支援医療費（以下「公費」という。）の支給認定関係

ア　緊急事態宣言の対象となった地域について

緊急事態宣言中、さらにはその解除以降も、申請者が医療機関を受診できず、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでは現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

イ　その他の地域について

令和３年３月１日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために都道府県を跨いで緊急事態宣言の対象となっている地域の医療機関を受診する必要がある場合には、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

２　道としての取扱について

道内（札幌市を除く）に居住する手帳の所持者、公費の受給者又はその両方であって、更新又は再認定の申請に使用する診断書の取得目的で緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関に通院する必要がある者については、上記１(2)のイと同様の取扱をすることも可能とする。

３　周知対象（各市町村以外）

(1)　指定自立支援医療機関

道は、現時点、緊急事態宣言の対象地域となっていないため、指定自立支援医療機関あて周知は実施しない(今後、道が緊急事態宣言の対象地域となった場合は、別途周知)。

(2)　関係者

上記２の取扱に該当する者に対しては、道のＨＰに掲載する等、適宜の方法により周知を実施。

３　送付資料

(1)　新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の取扱いについて

(2)　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

精神保健医療係 担当：榊原
TEL：011-231-4111　内線：25-736
FAX：011-232-4068